

參考資料

美容師制度の概要について

美容師

- 美容師免許は、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を修了したのち、国家試験に合格することが必要
- 美容師法に基づく指定試験機関・指定登録機関として、厚生労働大臣が「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

管理美容師

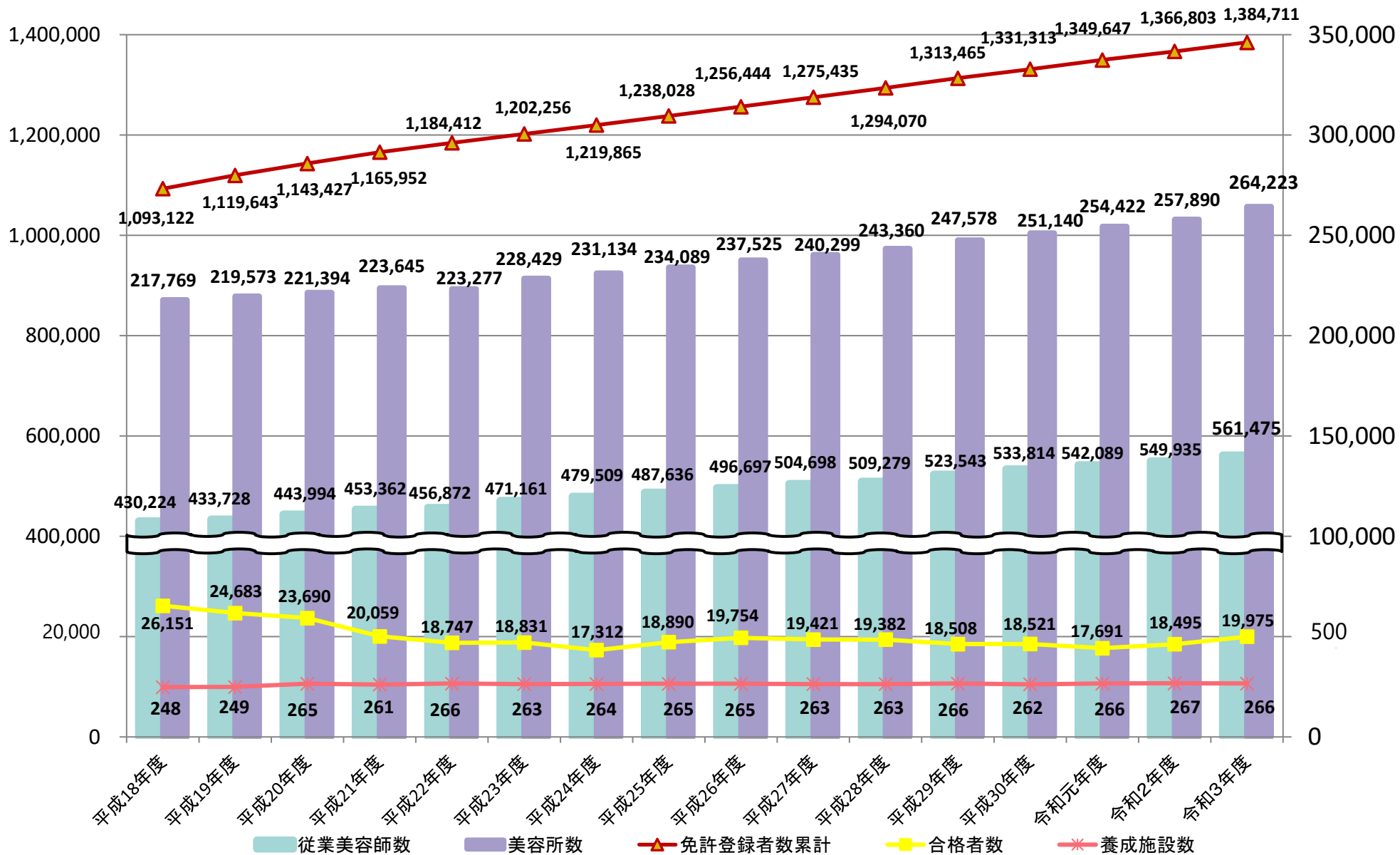
- 管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 管理美容師制度は、美容業務の技術的管理運営の適正化及び美容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

美容所数、従業美容師数、免許登録者数、美容師国家試験合格者数、養成施設数の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財) 理容師美容師試験研修センターHP、生活衛生課調べ

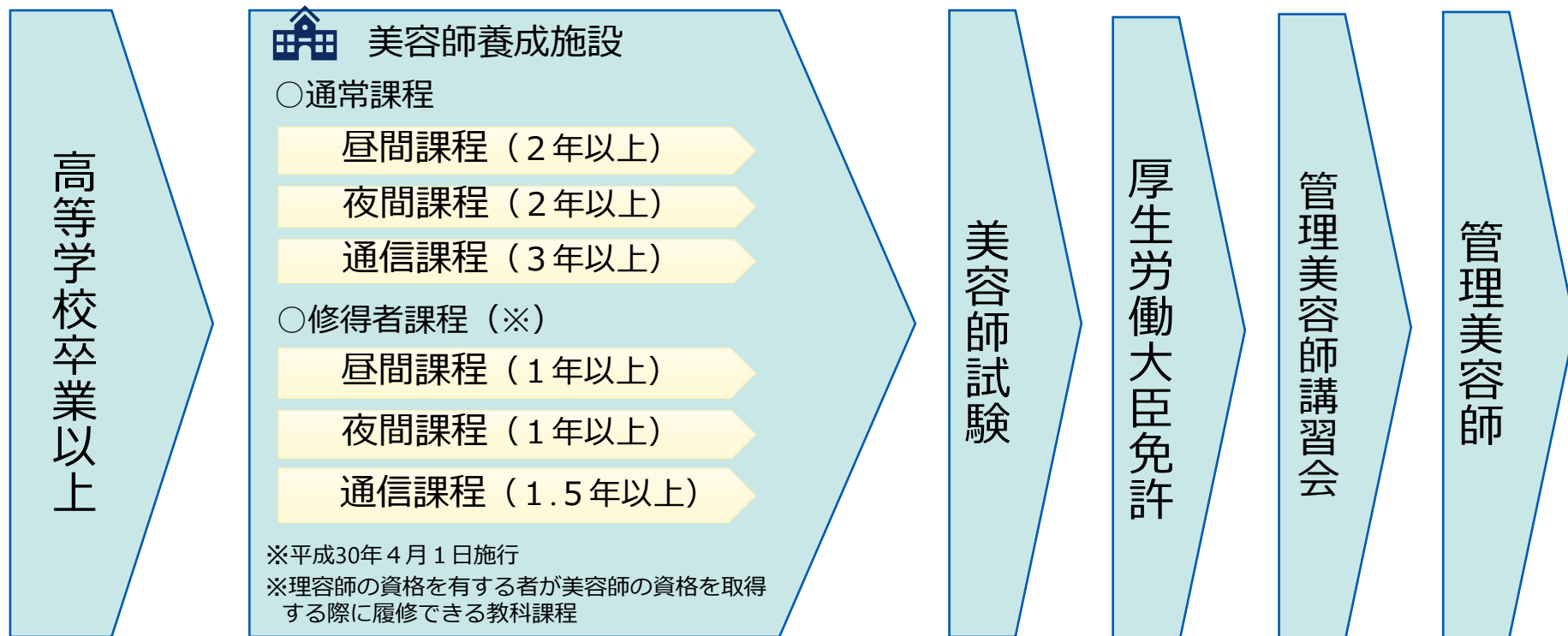
従業美容師数、免許登録者数、国家試験合格者数（人）

美容所数、養成施設数（施設数）



※ 養成施設数はろう学校・矯正施設を含む。

美容師の資格取得の流れ



美容師

美容

パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること

管理美容師

美容師が複数いる美容所の衛生管理責任者
管理美容師は美容師の実務経験が3年以上
管理美容師指定講習会修了

美容師制度の変遷 ①

過去の見直しの経緯①（平成7年美容師法改正）

- 科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、議員立法により平成7年（1995年）に美容師法が改正され、美容師免許を厚生大臣（現厚生労働大臣）免許とすることとされた。
- 美容師養成施設において、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、特色のある美容師を育てる教育を実施することとされた。
 - ※ メイクアップ、まつ毛エクステンション、エステティック技術等であって、より高度なものを選択課目として実施可能とする。
- 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「実地習練」を廃止し、美容実習について、養成施設で行うことを基本とした。
 - ※ 養成施設の判断で、年間60時間内、美容所での実務実習を行うことは可能。

法改正前

- 美容師免許は、**都道府県知事免許**
- 学科試験の受験資格
 - ・ 中学校卒業以上
 - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な学科を修めること。（昼間1年、夜間1年4月、通信2年）
- **実地習練を実施（1年以上）**
- 実地試験の受験資格
 - ・ 学科試験に合格していること。
 - ・ 美容師養成施設卒業後1年以上の実地習練を経ていること。

法改正後（現行）

- 美容師免許は、**厚生大臣（現厚生労働大臣）免許**
- 美容師試験受験資格（筆記及び実技）
 - ・ 高等学校卒業以上
 - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を取得する。（昼間2年、夜間2年、通信3年）
- **実地習練を廃止**

過去の見直しの経緯②（平成29年美容師制度改正）

- 高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として見直しを実施
- 教科課程の見直しを実施
 - ・美容業に特化した内容となるよう教科課目の教育内容、単位数を見直し
 - ・同時授業を行うことができる教科課目（文化論及び運営管理）を追加
- 理容師が美容師の資格を取得（ダブルライセンス）しやすくする対応を実施
 - ・美容師養成施設に「理容修得者課程」を創設
（昼間・夜間：2年 → 1年／通信：3年 → 1.5年）
- 国家試験の見直しを実施
 - ・養成課程の見直し後に、必修課目となる課目全てを国家試験の対象とした。
 - ・理容師の資格を持った者が美容師の資格を取得しようとする場合、筆記試験（技術理論を除く）を免除

美容師試験制度（平成7年度から平成11年度まで実施された全国統一試験）

○ 試験の課目

<学科試験>

- ①衛生法規大意、②生理解剖学大意、③消毒法、④伝染病学（細菌学を含む）大意、⑤公衆衛生学大意、⑥皮膚科学大意、⑦物理及び化学（化粧品化学及び美容に関する部分）大意、⑧美容理論大意

<実地試験>

①美容の基礎的技術・・・第1課題：ワインディング

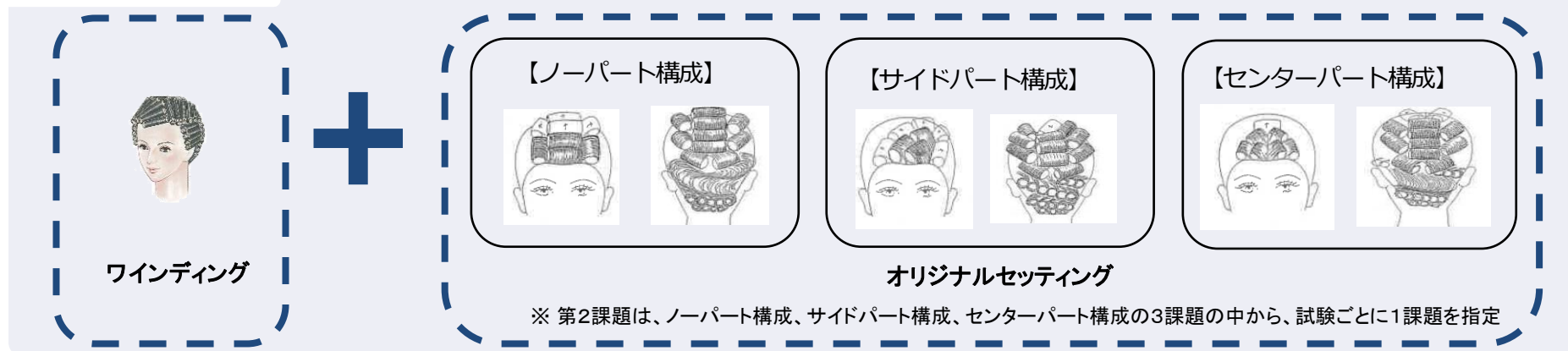
第2課題：オリジナルセッティング

- ・第2課題は、ノーパート構成、サイドパート構成、センターパート構成の3課題の中から、試験ごとに1課題を指定

②消毒薬の取扱

③美容を行う場合の衛生上の取扱

美容実地試験課題



※ 学科試験は、平成2年10月の試験から全国統一試験を実施

※ 実地試験（実技試験）は、平成7年度から全国統一の実技試験課題・評価方法等に基づいて実施（それまでは各都道府県別試験）

美容師国家試験制度（平成12年度から平成22年度まで実施された国家試験）

○ 試験の課目

<筆記試験>

①関係法規・制度、②衛生管理、③美容保健、④美容の物理・化学、⑤美容理論

<実技試験>

美容実技・・・第1課題：ワインディング、ローラーカールセッティング又はオールウェーブセッティング
第2課題：カッティング

- ・ 第1課題は、ワインディング、ローラーカールセッティング又はオールウェーブセッティングの3課題の中から、試験ごとに1課題を指定
- ・ 平成12年度以降、第1課題と第2課題の順序を入れ替え
- ・ 当初2回の試験は従前の課題を実施

美容実技試験課題



※ 第1課題は、ワインディング、ローラーカールセッティング又はオールウェーブセッティングの3課題の中から、試験ごとに1課題を指定

※ 理容師美容師試験研修センターにおいて「試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が試験問題の作成等を実施

美容師国家試験制度（平成23年度から平成30年度まで実施された国家試験）

○ 試験の課目

<筆記試験>

- ①関係法規・制度、②衛生管理、③美容保健、④美容の物理・化学、⑤美容理論

<実技試験>

美容実技・・・第1課題：カッティング

第2課題：ワインディング又はオールウェーブセッティング

- ・ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

美容実技試験課題



カッティング



ワインディング



オールウェーブ
セッティング

※ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

※ 理容師美容師試験研修センターにおいて「試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が試験問題の作成等を実施

美容師国家試験制度（現行：令和元年度から実施されている国家試験）

○ 試験の課目

<筆記試験>

①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥美容技術理論、⑦運営管理

<実技試験>

美容実技・・・第1課題：カッティング

第2課題：ワインディング又はオールウェーブセッティング

・ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

美容実技試験課題



カッティング



ワインディング



オールウェーブ
セッティング

※ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

※ 理容師美容師試験研修センターにおいて「試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が試験問題の作成等を実施

参 照 条 文

◇ 美容師法（昭和32年法律第163号）

（免許）

第三条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2（略）

（美容師試験）

第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一 昼間課程

二 夜間課程

三 通信課程

5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定試験機関の指定）

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（試験委員）

第四条の七 指定試験機関は、試験事務のうち、美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

◇ 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）

（試験の課目）

第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度

衛生管理

保健

化粧品化学

文化論

美容技術理論

運営管理

実技試験

美容実技

◇ 美容師養成施設の教科課程の基準の運用について

（平成27年3月31日付け健発0331第18号厚生労働省健康局長通知）（美容実習部分の抜粋）

8 美容実習

（1）実施方針

ア 美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させること。

イ 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。

ウ 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

（2）各項目の内容

ア 器具の取扱実習

（ア） 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。

（イ） 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。

イ 基礎技術実習

（ア） 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。

（イ） 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

(2) 各項目の内容（続き）

ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習

(ア) スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカットティング、パーマメントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。

(イ) メイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。

(ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

エ 特殊技術実習

エステティック技術、ネイル技術など美容の特殊技術を身に付けさせること。

オ 和装技術実習

日本髪のかぶり技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせること。

カ 総合実習

頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

(3) 学習指導上の留意事項

ア 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。

イ 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努めること。

ウ いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。

エ 常に美容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、美容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。

オ 人体で行う美容実習の開始時期は、美容技術理論等必修科目である教科科目の学習状況及び生徒の習熟状況を十分に確認し、実施しなければならないこと。

カ 実習は美容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。

キ 美容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。

ク 実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な美容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。

ケ 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6か月を経過してからとすること。

(3) 学習指導上の留意事項（続き）

- コ 実務実習を行う場合は、年間60時間（通信課程の生徒のうち美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えないこと。
なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。
- サ 実務実習を行う場合、美容師養成施設は、次の要件に適合する美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。
 - (ア) 管理美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる美容師がいること。
 - (イ) 当該美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
 - (ウ) 当該美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
- シ 実務実習の指導は、美容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該美容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる美容師が行うこと。
- ス 実務実習を受ける生徒は、美容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる美容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。
- セ 1人の美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。
- ソ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。
- タ 指導にあたった美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を美容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。